

開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表

(1)佐世保市地方卸売市場における売買取引の方法

佐世保市地方卸売市場業務条例

(売買取引の方法)

第 34 条 卸売業者の売買取引は、規則で定める方法により行うものとする。

佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則

(売買取引の方法)

第 27 条 条例第 34 条の規則で定める方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）とする。

2 売買取引の方法は、現品又は見本をもってしなければならない。ただし、現品又は見本に代わる合理的な方法であって、市長が認めたときは、この限りでない。

3 売買取引は、仲卸業者、売買参加者又は買受人に、その物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。

4 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。

5 せり売り又は入札の場合の物品の上場順位は、原則としてその到着の順とし、同一品種に属する委託品と買付品とが同時に到着した場合は、委託品を先に上場しなければならない。

6 売買取引の呼値は、金額で呼称又は表示しなければならない。

7 卸売業者は、販売方法の設定又は変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(規格の格付)

第 28 条 牛、豚枝肉の取引については、市長が指定する格付機関（以下本条において「指定機関」という。）の定める牛、豚枝肉規格格付規程に規定された方法により指定機関が行なった規格の格付を受けたものでなければ卸売してはならない。

(指値その他の条件の明示)

第 29 条 指値のある委託物品には、適当な標識をつけるか又は販売の際にその旨を呼

びあげなければならない。

- 2 前項の標識をつけず、又は呼びあげなかつた場合には、卸売業者は、指値をもって仲卸業者及び売買参加者又は買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第 30 条 せり売りは、その販売物品について、品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼びあげた後に開始しなければならない。

- 2 買受申込方法は、せり板（小黒板）、発声又はせり機械による表示のいずれかとする。
- 3 せり落しは、せり人が最高申込価格を 3 回呼びあげたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼びあげ回数は、時宜によりこれを減ずることができ。
- 4 最高価格の申込者が 2 人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によって、せり落し人を決定しなければならない。
- 5 せり人は、せり落し人が決定したときは、ただちに決定価格及びせり落し人の登録番号、氏名、商号又は屋号などを呼びあげなければならない。

(入札の方法)

第 31 条 入札は、品種、産地、出荷者、荷印、等級及び数量を掲示し、又は呼びあげた後、入札人に対し、一定の入札書に、氏名、入札金額その他所要事項を記載させて行なわなければならない。

- 2 前項の入札における開札は、入札終了後ただちに行なわなければならない。
- 3 入札の場合の落札人は、最高価格申込者とし、入札の最高価格及び最高価格申込者の決定については、前条第 3 項から第 5 項の規定を準用する。この場合において第 3 項から第 5 項中「せり落し」とあるのは、「落札」と読み替えるものとする。

(異議の申立て)

第 32 条 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、せり落し又は落札の決定について異議があるときは、ただちに指定管理者にその旨を申し立てることができる。

- 2 前項の規定により、異議の申立てがあつた場合には、指定管理者は、正当な理由がある場合に限り、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(卸売代金の変更)

第 41 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りではない。

- (1) 市場取引において、予見又は予測し得なかつたかくれた「きず」や「傷み」が著し

いもの

- (2) 販売前に呼びあげ若しくは表示された数量、品質などで、その内容が著しく相違しているもの又は見本と内容が著しく相違しているもの
 - (3) 出荷者の故意若しくは過失により、粗悪品を混入したもの又は撰別が不十分と認められるもの
- 2 前項の場合において、卸売業者は様式 22 により指定管理者の指定する検査員の確認を受けることができる。

(2)佐世保市地方卸売市場における決済の方法

佐世保市地方卸売市場業務条例

(取引参加者の決済の方法)

第 34 条の 2 出荷者と卸売業者、卸売業者と仲卸業者、売買参加者又は買受人及び仲卸業者と買出人の決済の支払期日及び支払方法については、規則で定める。

佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則

(仕切り及び送金)

第 32 条の 2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び次項第 4 号に規定する差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を送付しなければならない。ただし、委託者との特約がある場合には、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、次の各号に掲げる事項を正確に記載しなければならない。なお、当該委託者の責めに帰すべき理由により第 41 条第 1 項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る事項も同様とする。

- (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量
- (2) 単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額等
- (3) 控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額等を含む。）
- (4) 第 2 号に規定する合計額から第 3 号に規定する額を控除した金額

3 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、当該特約の内容等を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

(買受代金の即時支払義務)

第 32 条の 3 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額等を加えた金額をいう。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ仲卸業者、売買参加者又は買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに支払うものとする。

- 2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。
- 3 卸売業者は、第 1 項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、当該特約の内容

等を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければ
ならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。